基本目標Ⅱ 自然共生

↓ 生物多様性を取り巻く動向

1)生物多様性

①生物多様性とは

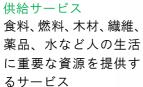
地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを生物多様性といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系サービスがあります。

②生物多様性の3つのレベル

レベル	内容
生態系の	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。
多様性	日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。 地球上には 3,000 万種の生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。
多様性	例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なのも、遺伝子の違いによります。

③4 つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の 4 つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。



調整サービス 気候の緩和や、水の浄化などの環境を制御するサービス 「大型が成果、土壌海出の防止 機関・ 「大型が成果、土壌海出の防止 機関・ 「大型が成果、土壌海出の防止 機関・ 「大型のは関係を表現の関連 「大型のは関係を表現をは関する。 基盤サービス 供給・調整・文化的 サービスの提供を支 えるサービス

精神的充実、美的な楽 しみ、レクリエーショ ンの機会などを与える

文化的サービス

サービス

出典) 環境省 生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」

④生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の 4 つの危機にさらされており、自然状態の約 100~1,000 倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

第1の危機:開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機:里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機:外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機:地球環境の変化による危機

(2)世界と日本の主なできごと

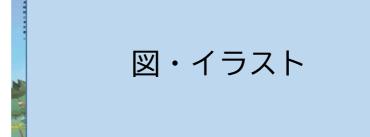
2010年	世界	■名古屋で第 10 回締約国会議(COP10)開催
		・「戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」 採択
2012年	日本	・「生物多様性国家戦略 2012-2020」 閣議決定
2014年	世界	·「地球規模生物多様性概況第4版」 公表
2016年	世界	■CBD-COP13(生物多様性条約第 13 回締約国会議)
		・「カンクン宣言」 採択
2018年	世界	■CBD-COP14(生物多様性条約第 14 回締約国会議)
		・「シャルム・エル・シェイク宣言」 採択
2021年	世界	■COP15(生物多様性条約第 15 回締約国会議)第1部昆明
2022年	世界	■COP15(生物多様性条約第 15 回締約国会議)第2部モントリオール
		・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択
2023年	日本	・「生物多様性国家戦略 2023-2030」 閣議決定

<世界の動向>

2022 年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)では、2010 年に採択された愛知目標の後継となる、2030 年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、「自然と共生する世界」という 2050 年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を 4 つの 2050 年グローバルゴールで表現しています。また、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、

反転させるための緊急の行動をとることを、

2030 年ミッションとして掲げました。また、このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を、3 つのグループから成る23 のグローバルターゲットとして定めました。



<国内の動向>

●「生物多様性国家戦略 2023-2030」の閣議決定

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2023年3月に策定されました。2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。30by30目標の達成等の取組みにより健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指しています。



出典)環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」

●「東京都生物多様性地域戦略」改定

東京都では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定しました。3 つの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体(NPO・NGO・市民団体等)、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組みを進めていくことにより、2030 年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。



♣ 豊島区生物様物性地域戦略

1)位置づけ

本計画では、本節(基本目標 II)を、「生物多様性基本法」(2008 年法律第 58 号)第 13 条の規定に基づく、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」(以下「本地域戦略」という。)として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

2)本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組みを示すものです。

対象区域

豊島区全域

計画期間

2025年度から 2030 年度まで

▲ 豊島区における生物多様性の状況

1) 豊島区の生物多様性

① 緑地の状況

2019年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は 172.16ヘクタールで、緑被率は 13.23%です。また、屋上緑化の割合は 0.48%です。

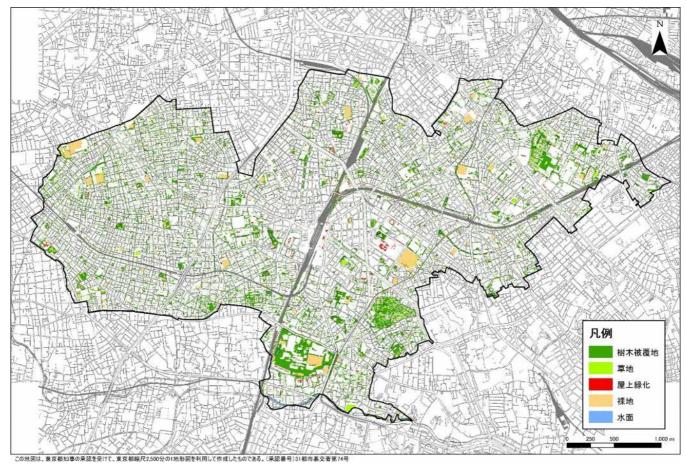


図 1 緑被地等分布図

表 1 緑被率

項目			面積(ha)	構成比(%)
人工構造物被覆地以外		197.71	15.20	
	緑被地		172.16	13.23
		樹木被覆地	151.45	11.64
		草地	14.41	1.11
		屋上緑地	6.30	0.48
	裸地		24.64	1.89
	水面		0.91	0.07
人工構造物被覆他			1,103.29	84.80
合計			1,301.0	100.0

出典)「豊島区緑被現況調査報告書」(2019年度)

② 生きものの状況

区が行った生きもの調査の結果によると、建物の軒下や花壇、公園の木の上や池など身の回りの環境に、 多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区では、区有施設である南長崎はらっぱ公園をはじめ、区立小学校ビオトープの専門家調査を行っており、国や東京都のレッドリストの掲載種が複数確認されています。都市化が進んだ区内においても、こうした水辺などにおいては、生きものの貴重な生息空間を形成しています。

区内で発見されたレッドリスト記載種



ベニイトトンボ 雌雄 (富士見台小学校にて撮影)



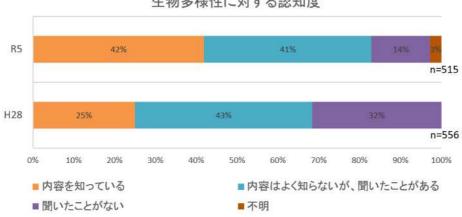
ハンゲショウ (南長崎はらっぱ公園にて撮影)



③ 生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート(豊島区の環境に関するアンケート平成29(2017)年度及び令和5 (2023)年度実施)では、生物多様性の「内容を知っている」区民の割合が25%から42%まで上昇し、生物多様性に対する認知度は向上していることがうかがえます。

また、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」区民の割合は4割程度で推移しており、今後は生物多様性の内容を含めた理解や認知度を上げていくことを目指します。



生物多様性に対する認知度

2) 生物多様性の取組みの状況

① 区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

② 区民参加型の生きもの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」(区民参加型調査)を夏期に開催しています。参加人数(のべ人数)は令和5(2023)年度に307人、平成27(2015)年度からの累計は1.195人と順調に数をのばしています。

▲ 現状と課題

多様な生態系により私たちの日常生活は様々な恩恵を受けていますが、その重要性に対する区民理解は十分進んでいるとは言えない状況です。区民への生物多様性の理解・浸透を図り、自然の恩恵を受けているという意識を高めていく必要があります。

また、豊島区は、ウォーカブルなまちづくりを進めるうえで、公園や大学など拠点となるみどりを線(街路樹や住宅のみどり)で結び、賑わいと交流をも繋ぐみどりのネットワークの質的向上が求められています。新しく創出したみどり空間を快適なものにするために、みどりを繋げるだけではなく、みどりに関わる人のつながりを形成する人のネットワークの仕組みづくりが重要です。

♣ 目指す姿

- ・民有地も含め、区内のみどりが繋がったみどりのネットワークが形成されていて、<mark>生物の生息・生育空間が広がり</mark>、安らぎや潤いある自然環境に触れる機会が提供されている。
 - ・保全された生態系の中で区民が生物多様性を理解し、保全や学習活動に主体的に取り組んでいる。

♣ 目標達成に向けた施策

施策の方向 施策 ①自然環境や生物に関する調査・把握 **II** -1 Ⅱ-1 生物多様性を保全する ②自然環境の保全と創出 ③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ④危険な外来種の情報提供 Ⅱ-2 みどりを保全・創出する Ⅱ-2 ①都市空間の緑化推進 ②公共空間のみどりの保全・再生・創出 ③身近なみどりの育成 ④みどりのネットワーク化 Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまち Ⅱ-3 ①地域が参加するみどりのまちづくり をつくる ②地域の人に親しまれる環境の創出・保全

▲ 取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
自然環境に触れる講座等の実施回数(回/年·累計)	96	730
・ 学校・区立公園のビオトープ数(累計)	20	21
· 公園の整備面積(整備済面積)(ha·累計)	23.6	25.4
・ 緑化基準を満たす公共施設数(%)	81	86
・ 街路樹の設置割合(設置済割合)(%)	79	87
・ 地域が管理する公園・ビオトープの数(累計)	3	3
区民・事業者への苗木配布数(累計)	4,628	27,300

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値(2030年度)
・ 生きもの調査に参加する区民の数(累計)	1,195	2,000
· 緑被率(%)	13. 2	13.3
・ みどり率(%)	14.1	14.3
・ 緑視率が 25%以上の箇所の割合(%)	20.4	25. 2
・ みどりの協定数(累計)	50	64
・ 「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進ん でいる」と思う区民の割合	12.1	17.4
・ 「街路樹や生垣など、街を歩いていて緑が多い」と思う 区民の割合	39.0	50

♣ 施策

Ⅱ-1 生物多様性を保全する

都市化が進んだ豊島区においては、区民や事業者による生物多様性に対する関心が薄れがちであり、関心や意識を高めていくことが重要です。同時に、生物の生息・生育空間となるみどり空間の形成が求められます。

そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりや水辺を創出していきます。

施策

① 自然環境や生物に関する調査・把握

区内の自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を実施します。また、区民参加による生態調査として、「としま生きものさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進し、生物多様性について身近に感じる機会を設けます。

関連する写真など

② 自然環境の保全と創出

公園の新設や改修を行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる樹種を選定するなど、生態系に配慮した公園の整備にも取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。



③ 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に 関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習 プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジ ャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等の生きものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また、区立小学校 3 年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。

④ 危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物の被害予防のための情報提供を行います。

Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、区に集う人々が豊かな気持ちで暮らし、働き、活動するために大変重要なことです。

日常の中でふれあえる身近なみどりを増やすためには、公園をはじめとする公共施設の樹木、幹線道路の街路樹などの緑化を推進するとともに、住宅地の樹木やプランター等も含めた身近なみどりの拡大に努めます。また、既存のみどりの骨格軸からネットワークを広げるため、街路樹などの帯状のみどりと、大学、霊園や公園等の点在するみどりを繋げることを考慮したみどりのネットワーク化(みどりの縁結び)に取り組みます。

施策

① 都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせて推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。また、都市計画道路の街路樹でみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、市民緑地制度による緑地の拡大、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

②公共空間のみどりの保全・再生・創出 重点施策

学校に土地本来の森を再生する「学校の森」の維持管理をはじめ、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな学校環境の整備に取り組みます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、公共施設の緑化を推進します。その他、まとまった公共施設跡地等への公園の新設など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。

③身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、 区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑の



関連する写真など

カーテンづくり、福祉ホームの余暇活動における緑化活動、 緑化講習会の開催など、身近なみどりの育成を推進します。 また、地域に住む人々を守る「いのちの森」の植樹活動や、 豊島区に生まれた子どもへの誕生記念樹の贈呈を行います。 みどりの協定により、10 戸以上の近隣の人々がまとまった 場合や敷地面積が 500 ㎡以上の事業所、集合住宅等の 接道部において、事業者等がみどりの保護と育成を目的とした 緑化計画を作成し、一定の要件に該当する緑化と維持管理を行う協定を結んだ場合、区がその協定を認定し、植栽工事の一部の助成や、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。

⑤ 緑のネットワーク化

大学や霊園などのみどりの拠点を核としたみどりの骨格軸(池袋副都心軸)・みどりの南北軸にある街路樹を充実させ、軸沿いのみどりの拠点の保全と既存の公園や都市開発により創出されたみどりをつなぐネットワーク化を推進します。また、ウォーカブルなまちづくりを進めるため、人が散策等を楽しむためのネットワーク、夏場の緑陰形成のネットワーク、風の通り道など目的を明確にした緑のネットワークの質的向上に取り組みます。

Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。

そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、 生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組みます。

施策

① 地域が参加するみどりのまちづくり

「グリーンとしま」再生プロジェクトなどの地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、 創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

また、豊島区が発祥の地であるソメイヨシノを豊島区の大切なブランドとして活用し、地域における苗木の育成に取り組むとともに、イベントやホームページでの「さくらマップ」などの情報発信を通じて「ソメイヨシノ発祥の地豊島区」をアピールしていきます。

みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での 様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。

関連する写真など

② 地域の人に親しまれる環境の創出・保全

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々に利用される公園づくりを推進します。また、寺 社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、地域の団体などによる公園、 広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組みの促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづく りによって、区のみどりを PR していきます。

関連する写真 or コラム

区民の役割

日々の生活において

- ・生垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・生きものを大切にする
- ・外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
- ・自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
- ・地域の緑化活動に参加する
- ・ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する

建て替えのときなど

- ・屋上緑化、壁面緑化を行う
- ・住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
- ・建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める
- ・生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
- ・地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
- ・事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う

基本目標Ⅲ 資源循環

♣ 資源循環を取り巻く動向

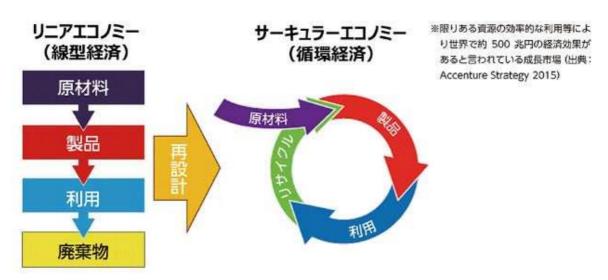
1)国際的な動向

①循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害する ほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体 で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への 移行を目指すことが世界の潮流となっています。

②サーキュラーエコノミーとは

従来の 3R の取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、サーキュラーエコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料: オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy』(2016) より環境省作成

③サーキュラーエコノミーに関する取組み

サーキュラーエコノミーへの移行に関する取組みは、カーボンニュートラル・脱炭素の観点から特に欧州において先行的に進められています。

<EU における取組みの例>

- ・2019 年の EU 指令で、フォークやスプーン、ストロー等の使い捨てプラスチック製品の販売を禁止
- ・2020 年 3 月に EU は「サーキュラーエコノミーアクションプラン(行動計画)」を策定。循環経済に関する各種規制の見直し、統合が進行中です。
- ・行動計画の一環として、2023 年 7 月の「自動車設計・使用済自動車管理での持続可能性要件に関する規則(ELV 規則)案」では、2030 年を目途に新車生産に使うプラスチックの内 25%以上を再

生プラスチックとすることを義務化しました。

2)国の動向

①第五次循環型社会形成推進基本計画の策定

国は循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」について 審議、大筋の内容が固まっています。

「循環経済への移行により、温室効果ガスの排出削減を通じたカーボンニュートラルの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現に繋げる」としています。

<指針の柱(案)>

- 1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 3. 地方創生を実現する多種多様な地域の循環システム
- 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

<具体的な取組み例>

- ・製品の適切な長期利用を促進し、動静脈連携によりライフサイクル全体での 徹底的な資源 循環を実施し、資源・製品の価値を最大化
- ・天然資源の投入量・消費量の最小化を行い、資源採取時等における自然環境への影響を低減し、廃棄物の発生を抑制
- ・国内外の重要鉱物等を含む金属資源循環を環境上適正で高度なリサイクル等 を通じて強化
- ・地域の循環システムづくり

②「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

2021 年6月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んでいます。

事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。



豊島区においても令和5年度よりプラスチックの資源回収を開始しました

③サーキュラーエコノミーに関する動き

- ・ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が今国会で成立(2024年5月29日公布)。
- ・2024 年 6 月 27 日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会(国の諮問機関) にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業(自動車や容器メーカーなど)に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正(「資源有効利用促進法」の改正)の方針が示され、了承される。

3)東京都の動向

①東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略(2021年3月策定)及び東京都環境基本計画(2016年3月策定)に基づく個別分野の計画であり、2021年度から2025年度までの5年間(2050年を見据えた2030年のビジョンを提示)を期間としています。

<主な施策>

- 1. 資源ロスの更なる削減
- 2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
- 3. 廃棄物処理システムの強化
- 4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
- 5. 社会的な課題への的確な対応

<施策の例>

- ・プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
- ・家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討
- ・分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・事業者自らの取組み促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の3R 推進
- ・環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進などによる資源ライフサイクルでの環境負荷 削減
- ・事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築
- ・区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
- ・処理が難しい廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討
- PCB 対策及び不法投棄対策の確実な推進
- ・サーキュラーエコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立
- ・感染症対策の徹底等による事業継続性の確保、システムとしてのレジリエンス強化
- ・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を充実強化
- ・広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組みの推進

②東京都災害廃棄物処理計画の改定

2017年6月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、2022年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、2023年9月14日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量が減少しました。



豊島区においても、地域防災計画を 2024 年度に改定予定です。地域防災計画 の改定内容との整合性を図るとともに、被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推 計に反映するなど、豊島区災害廃棄物処理基本計画の一部を見直します。

♣ 現状と課題

モノの資源採掘から始まる生産、販売、消費、廃棄まで多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約に繋がります。排出されるごみの中には再利用可能な資源が相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも3Rを進めていくことが必要です。

リチウムイオン電池や資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみ不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、 ルールが守られないごみ処理が年間約 4 万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃 車、処分場での火災等の事故が増えています。資源循環を進め安定的な廃棄物処理を行うためにも、 区民・事業者がルールを順守するための取組みが不可欠です。

ዹ 目指す姿

- ・持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース・リユースの優先的実践と質の高いリサイクルを推進している。
- ・区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。

▲ 目標達成に向けた施策

施策の方向

施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

Ⅲ-1 ①リデュース・リユースによるごみの排出削減②区民・事業者への啓発・情報発信③食品ロス削減

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

Ⅲ-2 ①更なる資源化の促進 ②事業系ごみのリサイクル促進 ③区民・民間事業者との連携・協働

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

Ⅲ-3 ①適正分別・適正排出の徹底 ②処理困難物の適正排出 ③災害廃棄物対策

(参考)

● 国の循環型社会形成推進基本計画の柱と都の資源循環・廃棄物処理計画の柱との対応状況

区の施策	循環型社会形成推進基本計画	資源循環·廃棄物処理計画
Ⅲ —1①	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社	1. 資源ロスの更なる削減
	会づくり	
2	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社	3. 廃棄物処理システムの強化
	会づくり	
3	1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社	1. 資源ロスの更なる削減
	会づくり	
Ⅲ —2①	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
2	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	3. 廃棄物処理システムの強化
3	2. 動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
Ⅲ —3①	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
2	4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	5. 社会的な課題への的確な対応
3		東京都災害廃棄物処理計画の改定

▲ 取組指標と成果指標

【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ リユース食器を使用するイベント回数(回/年)	8	50
・ ごみ減量に関する出前講座の実施回数(回/年)	11	40
・ 食品ロス削減推進に関する情報発信回数(回/年)	36	30
・ 町会・清掃担当者との意見交換会、リサイクル・清 掃関係施設見学会の開催回数(回/年)	2	2
区民一人1日あたりのプラスチック回収量	-	24.1
・ ごみ分別アプリの登録者数	4,103	10,000

【成果指標】

指標	現状値	目標値
fel标	(2023年度)	(2030年度)
・ 一人一日あたり区収集ごみ量(g/人日)	472	470
· 資源化率(%)	23.6	22.9
・ 事業系ごみ(持込ごみ)の排出量(t)	34,804	28,384
マイボトル用給水機利用によるペットボトル削減量 (本/500ml・累計)	50,550	900,000

♣ 施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の中でも、とりわけ 2R(リデュース・リユース)の取組みを強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要となります。

そのため、ごみの減量に関する周知・啓発、再使用の取組みを広げるための各種仕組みづくりや支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

施策

① 食品ロス削減の推進

フードドライブの常設窓口を区内4か所に設置するとともに、事業者や大学と連携して

イベント等でも実施しています。これにより、食品の廃棄を減らすとともに、社会福祉協議会と連携して区内の必要とする方々へ提供しています。また、小盛りメニューを導入するなど、食べ残しを減らす取組みを実践している区内の飲食店を、「豊島区食べきり協力店」として登録しています。さらに、民間事業者と協定を締結し、フードシェアリングサービスの利用について呼びかけています

これらの取組みに加えて、区民向けの講座の開催や食品ロス削減に関するレシピを区内 大学と協働で作成してきました。

今後も、区民、事業者、大学など様々な主体と共に食品口ス削減に関する取組みを推進していきます。

② リデュース・リユース施策の更なる展開

家庭用生ごみ処理機導入への助成、区のイベント等におけるリユース食器の利用、フリーマーケット実施団体への支援など、区民等による様々な取組みを支援します。また、修理・清掃した粗大ごみのあっせんや、家庭から出された廃食用油を使ったせっけんづくりなどのごみ減量の取組みを実施します。

区民に向けてはエコバッグの推進、レジ袋や過剰包装の削減を引き続き呼びかけていきます。

さらに、わかりやすい資源循環のあり方として、資源のトレーサビリティーについて、 民間事業者と連携し、廃食油の回収を多面的に実施、新たな回収スポットや石鹸以外の再 利用先について、データ等を活用し区民に可視化することで行動変容を促進させていきま す。

また、再資源化した物品を区民ひろば等で展示することにより、 資源の再資源化の工程を視覚的に周知し3Rの啓発を実施していき ます。

なお、プラスチックごみ削減の取組みとして、区役所本庁舎・区 民ひろば・図書館などの区有施設にマイボトル用給水機を設置して います。マイボトルの推進により CO2 の削減も目指します。給水機 付近には施設ごとのペットボトル削減効果を掲示し、効果を見える 化することにより、利用者の地球環境への貢献を後押ししていま す。



③ 区民・事業者への効果的な周知

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・ 見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や 情報を提供します。特に、高齢者に対しては、区民ひろばで説明会や分別の実物展示を行 うなど取り組んできました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

④ 事業者との連携によるリデュース・リユースの推進

区内の事業者と連携し、フードドライブ、豊島区食べきり協力店への登録、フードシェアリングサービスの実施など食品ロス削減に関する取組みを行ってきました。

レジ袋の有料化制度の導入や飲食店における「3010運動」など、事業者のリデュース・リユースに向けた行動が持続的な取り組みとなるよう、区民に向けて発信していきます。

また、拡大生産者責任に基づく資源循環制度の拡充について、国に働きかけていきます。

⑤ 区民の活動支援と連携の場の創出

町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区 民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組み状況や課題を共有し、協 力して活動していくための場を提供します。また、今後の清掃・リサイクル事業における 課題などについて、リサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めてい きます。

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

循環型社会の構築においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも 発生する不用物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があり ます。

そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

施策

① 事業者の自主的取組みとの協働

スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収、インクカートリッジの区内公共施設などでの回収など、事業者による自主的な資源の回収の取組みを促し、事業者と連携しながら、区民によるこれらの店頭回収の利用を促進していきます。

② 事業系ごみのリサイクルの促進

「廃棄物管理責任者講習会」を開催し、事業者への啓発を行うとともに、事務所などから排出されるごみの適正処理を徹底するため、事業系ごみの排出実態把握の調査を行い、減量や資源化の方策を検討します。また、区有施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進していきます。

③ 集団回収の積極的活用

町会や自治会、マンション管理組合等へ、集団回収への参加を呼びかけます。また、集

団回収を実践している団体に対する報奨金の支給などの支援を行います。

④ リサイクル品目・手法も含めた更なる検討

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和5年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。今後は、資源回収量の増加に向けて継続して周知していきます。

また、社会経済等の動向を踏まえ、新たなリサイクル品目の検討や、繊維の資源循環や 水平リサイクル(ペットポトルからペットボトルへ)など、リサイクル手法についても検 討していきます。

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

ごみ処理を効率的に行うためには、適正に分別し排出することが不可欠であり、ごみの 適正処理は、衛生面での環境悪化や有害物質による汚染を防止するうえでも重要な側面で す。また、今後起こり得る災害等に備えて「災害廃棄物処理基本計画」について検討を行 い、必要があると認める場合は修正が必要です。

そのため、排出ルールを守った適正な排出の促進と、事業者による排出者処理責任の徹底に取り組みます。また、新たな災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の具体的な行動手順の検討に取り組みます。

施策

① 適正分別・適正排出の徹底

区民に対して適正な分別と排出マナーの向上のため、冊子や広報、ごみ分別アプリ、SNS,、ホームページや集積所看板など、様々な媒体で周知するとともに、巡回パトロール等の継続的な排出指導を行い、不法投棄防止に努めます。また、事業者に対して適正な処理を促進するための助言を行うとともに、事業用中小規模建築物の所有者への廃棄物管理に関する指導を行い、適正処理を推進します。

② 処理困難物等の適正処理

そのままでは埋立処分することができない製品の情報や正しい分別方法などを周知します。特に、リチウムイオン電池等の二次電池がごみとして排出されることにより、清掃車、処分場での火災等の事故が増加している等の背景を踏まえて、適正処理が必要な製品について引き続き検討を進めます。

③ 事業者への情報提供・指導

事業活動に伴って排出される事業系ごみの排出・処理状況や法令・条例に関する情報提供を行いながら、事業系ごみの減量、資源化、適正処理を促進していきます。また、例外的に有料で行政収集を行っている一部事業者については、民間収集への移行についての情報提供を行うとともに有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続します。

④ 災害廃棄物についての対策

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、東京都や近隣自治体、事業者等と協定の締結などにより連携を図りながら、区の「災害廃棄物処理基本計画」に基づき、 具体的な処理体制及び災害発生時の職員の効率的な行動手順についても整理していきます。

事業者との災害廃棄物処理連携協定

大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理のために締結する、事業者との災害廃棄物の収集・運搬及び処理に関する協力協定。特別区と複数の事業者との間で、令和2年度に締結しました。

区民の役割

日々の生活において

- ・ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・食品ロス削減に関する理解を深める
- ・家にある食材を優先的に使うことを考えて献立を考える。
- ・家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
- ・排出ルールに従ってごみと資源の分別を行い、資源リサイクルに取り組む
- ・発火の可能性のあるものなど、危険なものは捨てる際に特に注意する

買い物・外食のときなど

- ・買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
- ・買いものに行く前には家にある食材をチェックする。
- ・買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ
- ・マイボトルやマイ箸を利用する
- ・食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用する
- ・フードシェアリングを活用する。
- ・食べきれる分だけ注文する
- ・3010運動に取り組んで宴会時の食べ残しを減らす。
- ・フリーマーケットやリユース・リサイクル店等を活用する
- ・災害に備えた食品の備蓄は、ふだん食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック法」で食品ロスを出さないようにする

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ごみと資源の分別を徹底する
- ・排出者処理責任を遂行する
- ・災害廃棄物処理についての協力を検討する
- ・生産者の責任として製品の自主回収を推進する

食品の販売、食事の提供において

- ・食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
- ・必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める

商品・サービスの販売、提供において

- ・買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・販売した製品の店頭回収を行う
- ・建設工事における廃棄物の発生を抑制する
- ・プラスチックの使用を控える